

税 理 士 法 人 和
 社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
 一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5 番地 40・6F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

October, 2013

なごみ便り

www.101dog.co.jp

今年の年末調整は・・・

今年も年末調整の時期が近づいてきました。下記チェック表に基づき必要な書類等をそろえておきましょう。また昨年から変更となった点もありますのでご確認下さい。

平成 25 年分 年末調整チェック表

扶養控除等関係	<input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。	生命保険料控除関係	<input type="checkbox"/> 保険金又は年金の受取人は、一定の範囲内の人となっていますか。
	<input type="checkbox"/> 本年中に控除対象配偶者や控除対象扶養親族等に異動があった人について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか。		<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか。
	<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者、控除対象扶養親族の合計所得金額は38万円以下となっていますか。		<input type="checkbox"/> 分配を受けた剰余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか。
	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族、老人扶養親族等の判定は正しく行われていますか。		<input type="checkbox"/> 新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか。
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族の年齢は16歳以上(平成10年1月1日以前生)となっていますか。		<input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。 ・旧生命保険料…1契約の支払保険料が9,000円超のもの ・旧生命保険料以外のもの…全ての支払保険料
	<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者、扶養親族が所得者本人と別居している場合、その所得者が控除対象配偶者等に常に生活費等の送金を行うなど、生計を一にする事実がありますか。		
配偶者特別控除関係	<input type="checkbox"/> 所得者本人の合計所得金額は1,000万円以下ですか。	社会保険料控除関係	<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか。
	<input type="checkbox"/> 配偶者控除の対象となる人について、配偶者特別控除を適用していませんか。		<input type="checkbox"/> 所得者本人又は所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が支払ったものですか。 ・年金から特別徴収された介護保険の保険料や後期高齢者医療制度の保険料は、年金の受給者自身が支払ったものであるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。
地震保険料控除関係	<input type="checkbox"/> 控除額の計算は正しく行われていますか。		<input type="checkbox"/> 国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金について
	<input type="checkbox"/> 所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋やこれらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか。		
	<input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料の区分が正しくされていますか。		
	<input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。		

重要な証明書関係

1. 生命保険料の控除証明書
2. 地震保険料の控除証明書
3. 小規模企業共済掛金払込証明書
4. 住宅取得資金等に係る借入金の年末残高等証明書
5. 中途採用者の前職源泉徴収票 etc...

- ◇ 1 及び 2 については **10月中旬～11月上旬**に届きます。
- ◇ 3 については加入時期に応じて、それぞれの時期にご登録の住所に届きます。

加入時期	到着時期
平成 25 年 9 月までに加入	平成 25 年 11 月中旬
平成 25 年 10 月～12 月に加入	平成 26 年 2 月上旬※

※証明書の到着が年末調整の時期に間に合わない場合には、掛金を払い込んだ領収書等、又は通帳の写しを代わりに使用します。

昨年からの変更点

1. 給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされました。

【給与所得控除額（給与等の収入金額が1,000万円超の場合）】

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,000万円超 1,500万円以下	給与等の収入金額 ×5%+170万円	給与等の収入金額 ×5%+170万円
1,500万円超		245万円

※ 部分が改正された項目です。

2. 平成25年分の所得税から復興特別所得税が導入されています。
平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得から源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額が復興特別所得税として源泉徴収されています。

年末調整 Q&A

(Q) 当社の給与規程では、毎月1日から末日までの勤務実績を基に、翌月10日に給与を支給することになっていますので、12月中の勤務実績に基づく給与は翌年の1月10日に支給することになります。
このような場合、年末調整の対象となる給与の総額には、翌年1月10日に支給する金額を含めるのでしょうか。

(A) 含めません。

年末調整は、本年中に支払の確定した給与、すなわち給与の支払を受ける人からみれば収入の確定した給与の総額について行います。この場合の収入の確定する日（収入すべき時期）は、契約又は慣習により支給日が定められている給与についてはその支給日、支給日が定められていない給与についてはその支給を受けた日をいいます。

ご質問の場合、給与規程により支給日が定められていますので、翌年1月10日に支給する給与は、同日が収入の確定する日となり、本年の年末調整の対象とはなりません。

(Q) 親族等が契約者となっている生命保険契約等の保険料又は掛金について、生命保険料控除の対象とすることができますか。

(A) できます。

控除の対象となる生命保険料は、給与の支払を受けている人自身が締結した生命保険契約等の保険料又は掛金だけに限らず、給与の支払を受ける人以外の方が締結したものの保険料又は掛金であっても、給与の支払を受ける人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。

(注) 保険料を負担していない人が、満期や解約又は被保険者の死亡により、その生命保険金を受け取った場合、贈与税や相続税の対象となります

(国税庁HP一部抜粋)

(文章:辻、小川、垣見)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

Q. 旅に持っていくと便利で、伸ばすと食べれるものとは一体なんでしょう？